

# 実費徴収に係る補足給付事業 について



# 1. 事業概要

## 事業について

生活保護世帯等に対し、文房具等の購入・遠足等の行事参加費等に関する実費徴収額を免除または還元した施設・事業者に対して、その免除または還元した金額の一部を補助します。

## 基準額について

基準額（一人あたり2,500円/月）と補助対象経費（実費徴収額）を比較して少ない方

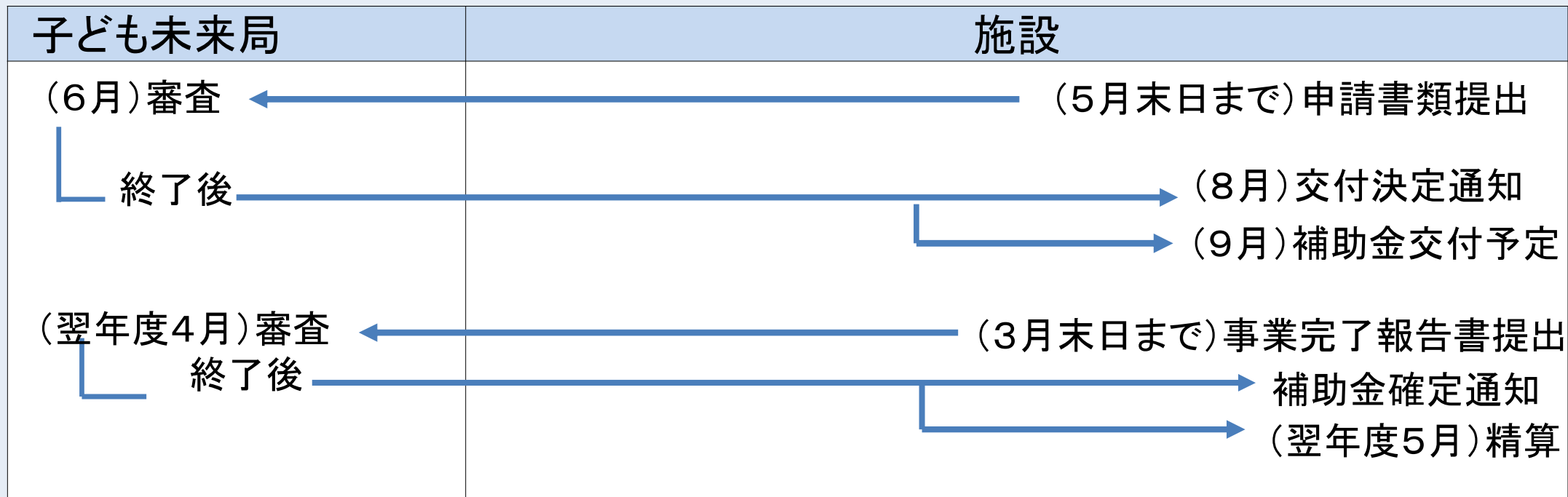
<b>対象施設</b>	すべての新制度移行施設・事業者（公立を含む） （保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所）
<b>補助対象者</b>	札幌市内在住の生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付対象世帯、里親世帯（ただし里親の実子は対象外）※市外在住者は対象外

## 2. 補助対象項目

補助対象とするもの	補助対象外とするもの
日用品、文房具など教育・保育に必要なもの	上乗せ徴収の対象となっているもの
教育・保育に係る行事参加費	直接の教育・保育費用ではないもの(行事写真、アルバム代、入園料、PTA会費等)
その他、利用者負担が適当と認められるもの	内容が曖昧なもの(内訳が明確でないもの、領収証がないもの) 施設が指定せず保護者が購入したもの
	他の補助対象となっているもの(延長保育料、一時預かり保育料等) 主食費・副食費、おやつ代

補助対象項目の一例	
教材	絵本、楽器
文房具	クレパス、のり、はさみ、筆記具、自由画帳、連絡帳、お道具箱
寝具	寝具代(リース代を含む)、寝具洗濯・乾燥代、カバー、タオルケット
被服	体操着、帽子、名札
衛生	エプロン、清拭代、おむつ(洗濯・廃棄代含む)
その他	スポーツ振興センター、共済掛金、災害給付制度加入、登園バス代

### 3.事務の流れ



◆補助金は概算交付となり、年度末に精算します

◆具体的な事務の流れにつきましては、各年度当初にお送りする実施手順書（別紙）をご参照ください